

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事
応募要領

令和5年10月2日

釜石市

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事応募要領

目 次

1. 基本事項	4
(1) 基本方針	4
(2) 工事概要	4
(3) 新市庁舎建設に求める施工者像	5
(4) 選定方法	5
(5) 選定委員会の構成	5
(6) 事務局	5
(7) 実施スケジュール（予定）	6
(8) 実施設計図書等の配付図書	6
2. 入札参加資格要件等	7
表 1. 入札参加資格と配置すべき技術者	9
3. 入札参加申請	11
3-1 入札参加資格に関する質問・回答	11
(1) 提出書類	11
(2) 質問の受付	11
(3) 質問への回答	11
3-2 入札参加申請書類の提出	11
(1) 提出書類	11
(2) 入札参加申請書等の提出期限、提出先、提出方法	12
3-3 入札参加資格審査結果	12
4. 入札及び提案書など	12
4-1 配付図書、入札方法及び提案書に関する質問・回答	12
(1) 提出書類	12
(2) 質問の受付	12
(3) 質問への回答	12
4-2 提案書の提出	13
(1) 提出書類	13
(2) 提案書の提出期限、提出先、提出方法	13
4-3 入札及び開札	13
(1) 入札書等提出書類	13
(2) 入札金額など	13
(3) 入札保証金	14
(4) 入札及び開札日	14

（5）再度入札について	14
（6）不落随契への移行について	14
6．審査における評価項目、落札候補者等の決定	15
（1）入札参加資格審査	15
（2）審査及び評価の方法	15
（3）評価点の算定（価格評価）	15
（4）評価点の算定（実績・技術提案・地域貢献等評価）	16
（5）配点整理表	19
（6）落札候補者等の選定	20
（7）総合評価結果の公表	20
7．失格事項	20
8．公正な条件付き一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）の確保	20
9．契約資格の喪失	21
10．留意事項	21
11．事務処理の流れ	22
別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」	23

釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事応募要領

1 基本事項

(1) 基本方針

新市庁舎建設事業については、現市庁舎の課題となっている耐震性能の不足や施設・設備の老朽化、窓口の分散等を解消し、当市における最も有効な市庁舎を整備すべく、市民や市議会、市職員などと意見交換を行い、震災の教訓を生かした防災拠点としての機能等を重視しながら、釜石市の歴史や風土、特色を反映し、また釜石らしさなども取り入れ設計を進めてまいりました。

この結果、新市庁舎には防災拠点、災害復旧復興拠点として災害発生後もその機能を維持することや、近接する周辺住宅、施設などへの配慮、関連工事との調整など施工にあたっては高い能力が求められるものとなっております。

また、復興需要の終息や新型コロナウイルス感染症の流行に伴い地域経済が低迷している厳しい状況であり、地域経済へ最大限の波及効果を重視した施工を行う必要があります。

このような状況を踏まえ、本工事の入札方法については入札価格と併せて価格以外の技術提案等を評価して落札候補者を決定する簡易型総合評価落札方式を採用することとし、選定にあたっては提案内容を釜石市新市庁舎建設施工者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査評価し、その結果を踏まえ、釜石市長が落札候補者及び次点者以下の順位（以下「落札候補者等」）を決定することとします。

(2) 工事概要

工 事 名	釜石市新市庁舎建設（建築主体）工事		
工 事 場 所	岩手県釜石市天神町5番20号		
基本・実施設計者	株式会社佐藤総合計画 東北オフィス		
工 事 内 容	庁舎建設工事・外構工事・構内道路工事 一式		
敷 地 面 積	11,757.92㎡		
構 造	【庁舎棟】鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 【車庫棟】鉄筋コンクリート造		
延 床 面 積	8,887.45㎡		
	【庁舎棟】8,007.59㎡	【車庫棟】748.60㎡	【車いす使用者用駐車場】81.27㎡
	【駐輪場等】	49.99㎡	
階 数	【庁舎棟】地上5階	【車庫棟】地上2階	
主 要 用 途	庁舎（事務所）		
標 準 工 期	24か月間		
予 定 価 格	非公表（事後公表とします）		
入 札 方 法	条件付き一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）		

(3) 新市庁舎建設に求める施工者像

- ① 工程管理、コスト管理、労務管理、資材管理などの工事管理体制が優れ、アフターメンテナンスに係る優れた提案力のある施工者。
- ② 安全管理に係る工夫を行い、周辺環境への配慮ができる施工者。
- ③ 地元（釜石市）消防団員の雇用や子育て支援の取り組みなど、様々な場面において積極的に地域貢献が出来る施工者。
- ④ 地域性を鑑み、地域労働力や地域産材を積極的に利活用することができる施工者。

(4) 選定方法

落札候補者等は次の審査を経て選定します。

入札参加資格審査

入札参加資格審査では、入札参加資格要件を審査し、通過者を選定します。

本審査

本審査では、当該工事の施工における入札価格及び入札参加者の実績や、技術提案等について総合的に審査を行い、落札候補者等を選定します。

(5) 選定委員会の構成

落札候補者等の選定に係る審査は、以下の5名で構成される選定委員会が行います。

- | | | |
|------|-------|--------------------------|
| 委員長 | 南 正昭 | (釜石市新市庁舎建設アドバイザー、岩手大学教授) |
| 副委員長 | 岩間 正行 | (釜石市新市庁舎建設アドバイザー、一級建築士) |
| 委員 | 平松 福壽 | (釜石市 副市長) |
| 委員 | 中村 達也 | (釜石市 総務企画部長) |
| 委員 | 本間 良春 | (釜石市 建設部長) |

(6) 事務局

選定委員会の事務局は以下のとおりです。

所在地 〒026-8686 岩手県釜石市只越町3-9-13

担当 釜石市 総務企画部 資産管理課 新市庁舎建設推進室

電話 代表：0193-22-2111 内線178 または 179

直通：0193-27-8429

E-mail tyousya@city.kamaishi.iwate.jp

URL <https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2023092500010/>

【再度公告入札】新市庁舎建設（建築主体）工事のページ

(7) 実施スケジュール (予定)

入札公告から落札候補者等決定までのスケジュールは以下のとおりとします。

令和5年10月 2日 (月)	入札公告 電子媒体での設計図書の配付開始 様式等各種資料のホームページでの公開開始 入札参加資格に関する質問の受付開始 配付図書・入札方法・提案書に関する質問の受付開始 入札参加申請書の受付開始
10月 5日 (木)	入札参加資格に関する質問の提出期限
10月10日 (火)	入札参加資格に関する質問の回答期限
10月13日 (金)	入札参加申請書の提出期限
10月16日 (月)	入札参加資格審査結果通知
10月20日 (金)	配付図書・入札方法・提案書に関する質問の提出期限
10月27日 (金)	配付図書・入札方法・提案書に関する質問の回答期限
10月30日 (月)	提案書の受付開始
11月 7日 (火)	提案書の提出期限
11月16日 (木)	入札及び開札 落札候補者等の決定 (予定)
11月中旬～下旬	仮契約 (予定)
市議会議決後	本契約

※スケジュール (予定) は諸事情により変更する場合がございます。

(8) 実施設計図書の配付図書

資料1 釜石市新市庁舎建設 (建築主体) 工事 実施設計図書一式

資料2 インフラ現況図

【設計図書の配付に関するご注意】

設計図書は、釜石市令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿 (市内業者分) の名簿の区分が「建築A」である者にDVD-Rで配付します。設計図書の受領を希望される場合は、電話等にて受け取り希望日時を事務局に連絡したうえでご来庁ください。

2 入札参加資格要件等

本工事の入札参加資格を有する者は次に掲げる要件をすべて満たす者とし、3者以内の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とします。

① 共同企業体の要件

ア 釜石市令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分）の区分が「建築A」である者を、代表者または構成員として1者以上含むこと。

② 共同企業体代表者及び構成員の共通要件

ア 令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分若しくは市外業者分）に登録されている者であること。

イ 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 釜石市令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿登録時の経営事項審査の結果に係る総合評定値（P）（建築一式）が920点以上であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 公告の日から入札の日までの間に、釜石市から指名停止措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）に規定する暴力団員又は同条例に規定する暴力団関係者でないこと。

ク 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係でない者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にない者であること。

③ 共同企業体代表者の要件

ア 日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は別表1「庁舎の同種・同類とする建築物」（以下「庁舎の同種・同類とする建築物」という。）で延床面積5,000㎡以上の建築物を現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある者を当該工事に現場代理人又は監理技術者として専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証）を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。）がある者を現場代理人及び監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

④ 共同企業体第2位以降の構成員の要件

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証）を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札公告日から起算して3か月以上の継続した雇用関係。）がある者を監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の釜石市長が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めないものとする。

⑤ 共同企業体の出資割合

ア 共同企業体は、代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、又は第3位構成員も含めた3者で結成すること。構成員の出資比率は、2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とすること。また、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。（国土交通省 共同企業体の在り方について 共同企業体運用準則 準拠）

⑥ 配置すべき技術者

ア 配置すべき技術者は表1（次頁）のとおりとします。

表1 入札参加者と配置すべき技術者

要件	施工者	共同企業体（3者以内）	
		共同企業体代表者	共同企業体構成員
名簿登録	令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分若しくは市外業者分）に登録されている者であること（釜石市令和5・6年度建設工事等請負資格名簿に登録された市内事業者で市内業者名簿の区分が「建築A」であるものを1者以上含むこと）。		
出資割合	共同企業体は、代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、又は第3位構成員も含めた3者で結成すること。構成員の出資比率は、2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。		
共通要件	建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。		
	釜石市令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿登録時の経営事項審査の結果に係る総合評定値（P）（建築一式）が920点以上であること。		
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。		
	公告の日から入札の日までの間に、釜石市から指名停止措置を受けていないこと。		
	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。		
	釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）に規定する暴力団員又は同条例に規定する暴力団関係者でないこと。		
	会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係でない者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にない者であること。		

要件	共同企業体（3者以内）	
	共同企業体代表者	共同企業体構成員
技術者 配置可否	日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物で延床面積5,000㎡以上の建築物を現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある者を当該工事に現場代理人又は監理技術者として専任で配置できる者であること。	
	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を現場代理人及び監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。	
		監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有し、かつ一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者で、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者を監理技術者として当該工事に専任で配置できる者であること。
配置技術者 要件	【現場代理人】※監理技術者と兼務可能 ・当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。 ・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。 ・工事現場に常駐すること。	
	【監理技術者】※現場代理人と兼務可能 ・当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。 ・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。	
	【現場代理人か監理技術者の何れか】 ・日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物で延床面積5,000㎡以上の建築物を現場代理人又は監理技術者として従事した実績があること。	【監理技術者】 ・当該企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。 ・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

【表中の語句について】

- ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
 - …平成16年2月29日以前に交付を受けた者は監理技術者資格者証、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証とします
- ・直接的かつ恒常的な雇用関係
 - …入札公告日以前からの3か月以上の継続した雇用関係とします

3 入札参加申請

本工事に入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加申請書を提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けることとします。

3-1. 入札参加資格に関する質問・回答

(1) 提出書類

- ・様式1-1及び1-2 質問書（入札参加資格関係）

(2) 質問の受付

公告日から令和5年10月5日（木）午後5時までに、事務局へ電子メールにより提出して下さい。なお、電子メールを送信した後は質問の到達確認を行って下さい。また、公正を期すため、質問は電子メールのみでの受付とし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

(3) 質問への回答

受け付けた全ての質問及び回答は市ホームページに随時掲載します。なお、令和5年10月10日（火）までに受け付けた入札参加資格に関する全ての質問に回答します。

3-2. 入札参加申請書類の提出

(1) 提出書類

- ・様式2 入札参加申請書 1部
- ・様式3 特定建設工事共同企業体協定書 1部
- ・様式4 暴力団に該当しないことの誓約書 1部
- ・様式5 配置技術者施工実績申告書 各1部
- ・様式6 企業施工実績申告書 1部

<注意事項>

※様式3「特定建設工事共同企業体協定書」はコピーでの提出を可とします。

※様式5「配置技術者施工実績申告書」、様式6「企業施工実績申告書」に記載する施工実績は、日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了したものに限り、なお、共同企業体により工事を請け負った場合は、出資比率20%以上の工事に限ります。

※様式5「配置技術者施工実績申告書」は共同企業体代表者が配置する現場代理人及び監理技術者、共同企業体構成員が配置する監理技術者についてそれぞれ記載し提出してください。なお、共同企業体構成員が配置する監理技術者については施工実績についての記載は必須ではありません。

※施工実績を証明する資料（コリンズ登録の写し等）を添付して下さい。

※雇用証明及び資格の写しを添付して下さい。

(2) 入札参加申請書等の提出期限、提出先、提出方法

ア 提出期限 令和5年10月2日（月）から10月13日（金）の午前9時から午後5時まで。
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法 持参により提出

※持参する日時を予め事務局に連絡した上で提出して下さい。

3-3. 入札参加資格審査結果

令和5年10月16日（月）までに通知を行います。

※はじめに電子メールで審査結果の通知を行い、後日、書面による通知を送付します。

4 入札及び提案書など

4-1. 配布図書、入札方法及び提案書に関する質問・回答

(1) 提出書類

様式7-1及び7-2 質問書（配付図書・入札方法・提案書関係）

(2) 質問の受付

公告日から令和5年10月20日（金）午後5時までに、事務局へ電子メールにより提出して下さい。なお、電子メールを送信した後は質問の到達確認を行って下さい。また、公正を期するため、質問は電子メールのみでの受付とし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

(3) 質問への回答

受け付けた質問及びその回答は市ホームページに随時掲載します。なお、令和5年10月27日（金）までに、受け付けた配付図書、入札方法及び提案書に関する全ての質問に回答します。

4-2. 提案書の提出

(1) 提出書類

・様式9-1	提案書提出届	1部
・様式9-2	提案書①<工事管理体制>	10部
・様式9-3	提案書②<安全対策及び周辺配慮>	10部
・様式9-4No. 1	提案書③<地域貢献>	10部
・様式9-4No. 2	提案書④<地域貢献>	10部
・様式9-5	提案書⑤<地域経済への配慮>	10部
・電子記録媒体	提案書①～⑤のPDF形式のデータ	1部

※提案書①②④⑤は任意様式での作成を認めるものとします。

※電子記録媒体はCD-R、DVD-R、USBメモリなどでの提出をお願いします。なお、提出された電子記録媒体は原則として返却いたしません。

※電子記録媒体提出にかかる上述の対応が難しい場合は、別途事務局までご相談ください。

(2) 提案書の提出期限、提出先、提出方法

ア 提出期限 令和5年10月30日（月）から令和5年11月7日（火）の午前9時から午後5時まで。（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。但し、11月7日（火）のみ午後3時までとする。）

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法 持参により提出

※持参する日時を予め事務局に連絡した上で、提出して下さい。

エ 備考 提出された提案書は選定委員に配付します。選定委員から提案書に対する質問があった場合は令和5年11月9日（木）までに事務局から入札参加者へその質問内容を通知します。質問があった際の回答期限・回答方法については別途通知いたします。

4-3. 入札及び開札

(1) 入札書等提出書類

・様式8-1	入札書	1部	※封入のこと（但し下記（5）を参照）
・様式8-2	工事費内訳書	1部	※封入のこと
・様式8-3	工事設計書	1部	※電子記録媒体（CD-Rなど）

(2) 入札金額など

ア 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

イ 入札書の日付は入札日を記載してください。

ウ 金額の前のマス目・余白を埋める止め印又は¥マークを必ず付して下さい。

エ 工事費内訳書および工事設計書の提出が必要です。

オ 工事設計書は様式8-3を使用の上、作成した電子データを電子記録媒体で提出して下さい。

(3) 入札保証金

納付を免除とします。

(4) 入札及び開札日

ア 日 時 令和5年11月16日(木) ※時間は別途通知します

イ 場 所 第4庁舎第7会議室

ウ 方 法 全入札参加者立会いのもと、市財政課契約係において入札書、工事費内訳書の金額確認を行います。

(5) 再度入札について

開札の結果、入札参加者の全員が予定価格を超過していた場合、直ちに再度の入札を行う再度入札を、2回を限度として(初回の入札を含めて3回まで)行いますので、入札書(様式8-1、封筒を含む)を複数枚ご用意くださいますようお願いいたします。

※再度入札の場合、工事費内訳書および工事設計書(様式8-2、8-3)の提出の必要はありません。

※再度入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に辞退と記載して入札してください。

(6) 不落随契への移行について

再度入札を繰り返しても予定価格の超過、辞退などにより不落となるときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(不落随契)に移行します。

その際は、その場で入札参加者全員の評価点を発表したうえで、評価点が最も高い者を不落随契の相手方とします。なお、その相手方が提示した見積価格が予定価格に達しないときは、評価点が次に高い者を不落随契の相手方として見積りを徴取し、以降、予定価格に達するまでこれを繰り返します。

6 審査における評価項目、落札候補者等の決定

(1) 入札参加資格審査

提出書類（配置予定技術者の資格や実績等）により入札参加資格要件の審査を行います。

(2) 審査及び評価の方法

入札書（入札価格）及び技術提案、地域貢献等を総合的に評価します。評価項目の合計点は200点を満点とし、配点及び採点方法は以下のとおりです。

A 価格評価	配点70点	下記「(3) 評価点の算定」の計算方法による
B 実績評価	配点30点	段階評価による
C 技術提案評価	配点50点	段階評価による
D 地域貢献等評価	配点50点	段階評価による

(3) 評価点の算定(価格評価)

A 価格評価（配点の小計：70点）

・価格評価点の算出方法は以下のとおりとします。

価格評価点 =

$$(70点) \times (1 - ((入札価格 - 基準価格) / (予定価格 - 基準価格)))$$

※基準価格とは、当該工事において「釜石市が工事品質を担保することが可能と想定する価格の下限」とします。なお、基準価格は非公表とします。

※価格評価点の算出中に出現した小数は、全て小数点第3位以下を切り捨てた上で計算を行います（価格評価点は小数点第1位まで算出されます）。

※価格評価点の計算が70点を超える場合、価格評価点は70点（最大配点）とします。

※価格評価点の計算が負の数（マイナス）となる場合、価格評価点は0点とします。

(4) 評価点の算定(実績・技術提案・地域貢献等評価)

B 実績評価 (配点の小計: 30点)

B-1 配置技術者の施工実績【面積】 (項目の配点: 10点)

配置する現場代理人又は監理技術者が日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の工事实績について、以下の基準により評価し、加点します。

延床面積8,000㎡以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10点
延床面積8,000㎡以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5点
延床面積5,000㎡以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5点
延床面積5,000㎡以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5点

※「庁舎」とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の類型の「四 業務施設」の第2類「庁舎」のことをいう。(別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」 参照)

B-2 配置技術者の施工実績【構造】 (項目の配点: 10点)

配置する現場代理人又は監理技術者が日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の工事实績について、以下の基準により評価し、加点します。

延床面積8,000㎡以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10点
延床面積5,000㎡以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5点
延床面積3,000㎡以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5点
延床面積3,000㎡未満で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5点
実績なし	0点

※「庁舎」とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の類型の「四 業務施設」の第2類「庁舎」のことをいう。(別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」 参照)

B-3 企業の施工実績（項目の配点：10点）

企業が日本国内で平成25年4月1日以降において、完成、引渡しが完了した庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の工事实績について、以下の基準により評価し、加点します。

延床面積8,000㎡以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	10点
延床面積8,000㎡以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	7.5点
延床面積5,000㎡以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	5点
延床面積5,000㎡以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事の実績がある。	2.5点
実績なし	0点

※「庁舎」とは、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の類型の「四 業務施設」の第2類「庁舎」のことをいう。（別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」 参照）

C 技術提案評価（配点の小計：50点）

- (1) 評価基準に基づき採点し、各選定委員の点数の平均値を評価点とします。
- (2) 本工事の地域特性・内容に相応しいこと、具体的で実現性があること、効果が期待できることなどの視点から評価します。
- (3) 各評価項目の提案を担保する方法やそれらによる効果、予測とその検証方法についても記述して下さい。
- (4) A3横型で最大2頁（片面印刷）、文字サイズは10.5ポイント以上とします。
- (5) 文字を補完するための写真、イラスト、イメージ図などは使用できるものとします。
- (6) 提出者を特定できる内容を記入しないで下さい。
- (7) 提案内容について、工事期間中に履行確認を行います。

C-1 工事管理体制（項目の配点：25点）

- (1) 工事管理体制に関して、様式9-2を使用し、以下の点に配慮して記述してください。
 - ・業務を円滑に進めるための実施方針
 - ・確実かつ早期の工事完了が見込める全体工程表の提案
 - ・設計変更が生じた際のコスト増減対応の方策
 - ・社会情勢の変化や施工におけるリスクなどを考慮した標準工期及びコストの考え方
 - ・アフターメンテナンスに係る提案
 - ・その他、工事管理体制に係る提案

C-2 安全対策及び周辺配慮（項目の配点：25点）

- (1) 安全対策及び周辺配慮に関して、様式9-3を使用し、以下の点に配慮して記述してください。
 - ・工事関係者、周辺住民、こども園利用者等にそれぞれ配慮した安全対策や騒音対策についての具体的な方策、周知方法
 - ・安全管理に係る工夫
 - ・周辺環境を踏まえた工事管理計画
 - ・自然災害発生時の現場内外の安全確保方法や市との連絡体制
 - ・関連工事との調整に係る提案
 - ・その他、安全対策及び周辺配慮に係る提案

D 地域貢献等評価（配点の小計：50点）

- (1) 評価基準に基づき採点し、各選定委員の点数の平均値を評価点とします。
- (2) 本工事の地域特性・内容に相応しいこと、具体的で実現性があること、効果が期待できることなどの視点から評価します。
- (3) 各評価項目の提案を担保する方法やそれらによる効果、予測とその検証方法についても記述して下さい。
- (4) A3横型で最大2頁（片面印刷）、文字サイズは10.5ポイント以上とします。
- (5) 文字を補完するための写真、イラスト、イメージ図などは使用できるものとします。
- (6) 提出者を特定できる内容を記入しないで下さい。
- (7) 提案内容について、工事期間中に履行確認を行います。

D-1 地域貢献（項目の配点：25点）

- (1) 様式9-4No.1は様式に従って記述してください。なお、様式9-4No.1は、釜石市令和5・6年度建設工事等請負資格者名簿（市内業者分）の名簿の区分が「建築A」である者の事業者としての実績を記載してください。また、共同企業体の代表者及び構成員として、上述の事業者が複数ある場合は、その事業者毎に提出してください。
- (2) 地域貢献活動の実績及び今後の予定等について、様式9-4No.2を使用して記述してください。

D-2 地域経済への配慮（項目の配点：25点）

- (1) 地域経済への配慮に関して、様式9-5を使用し、以下の点に配慮して記述してください。
 - ・地元労働力（最新の釜石市建設工事等請負資格者名簿に登録された市内事業者）の活用
 - ・資材、労務確保に係る方策
 - ・地域産材の活用予定
 - ・市内その他の業種の活用方法
 - ・その他、地域経済に係る提案

(5) 配点整理表

評価項目		配点	採点基準	点数
A 価格評価		70	$70 \text{ 点} \times (1 - ((\text{入札価格} - \text{基準価格}) / (\text{予定価格} - \text{基準価格})))$	計算式による
B 実績評価	B-1 配置技術者の 施工実績 【面積】	10	延床面積 8,000 m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10
			延床面積 8,000 m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5
			延床面積 5,000 m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5
			延床面積 5,000 m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5
	B-2 配置技術者の 施工実績 【構造】	10	延床面積 8,000 m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	10
			延床面積 5,000 m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	7.5
			延床面積 3,000 m ² 以上で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	5
			延床面積 3,000 m ² 未満で主構造が鉄骨鉄筋コンクリート造の庁舎又は庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、現場代理人又は監理技術者として従事した実績がある。	2.5
			実績なし	0
	B-3 企業の 施工実績	10	延床面積 8,000 m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	10
			延床面積 8,000 m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	7.5
			延床面積 5,000 m ² 以上の庁舎の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	5
			延床面積 5,000 m ² 以上の庁舎の同種・同類とする建築物の新築又は改築に係る建築一式工事において、企業としての実績がある。	2.5
			実績なし	0
	C 技術提案評価		25	C-1 工事管理体制
		25	C-2 安全対策及び周辺配慮	
D 地域貢献等評価		25	D-1 地域貢献	
		25	D-2 地域経済への配慮	
(A+B+C+D) 合計		200	※点数は小数点第1位まで求める	—

(6) 落札候補者等の選定

選定委員会は、入札参加者の提案等を比較し、協議を行ったうえで評価点が最も高かった者を落札候補者として選定し、評価点の高い順に次点者以下の順位を決定します。

また、選定にあたり、最高の評価点を獲得した者が複数いる場合には、技術提案評価と地域貢献等評価の合計点が高い者を落札候補者とし、これによって順位が決定しない場合には、くじにより落札候補者等を決定します。

この選定委員会の選定結果に基づき、釜石市長が落札候補者等を決定し、仮契約の手続きを開始します。なお、本契約は釜石市議会の議決を要することを予めご承知おき願います。

※入札参加者が落札候補者として決定され、その通知を受けた後に仮契約又は契約を辞退した場合、市は辞退した共同企業体を構成する事業者に対し、釜石市市営建設工事に係る指名停止措置要綱に基づき、市営建設工事の請負契約に係る指名停止の措置を講じる場合があります。

(7) 評価結果の公表

落札者決定後は、次に掲げる事項について市ホームページにて公表します。

- ・入札参加者
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価項目ごとの評価点及び総合評価点
- ・その他、釜石市が公表を必要と判断する事項

※釜石市情報公開条例（昭和63年釜石市条例第22号）に基づく文書開示請求があった場合、入札参加者から提出された技術提案については非公開が妥当なもの以外は公表を前提とします。

7 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 提案者が入札参加資格の確認を受けていても、落札候補者等決定までの間に「2 入札参加資格要件等」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者。
- (2) 提案書提出期限内に提出のなかった者。
- (3) 公告日以降に選定委員に直接・間接を問わず連絡を求めた者。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者。

8 公正な条件付き一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）の確保

- (1) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は条件付き一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 入札参加者は落札候補者等の決定前に、他の入札参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、条件付き一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をこの入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

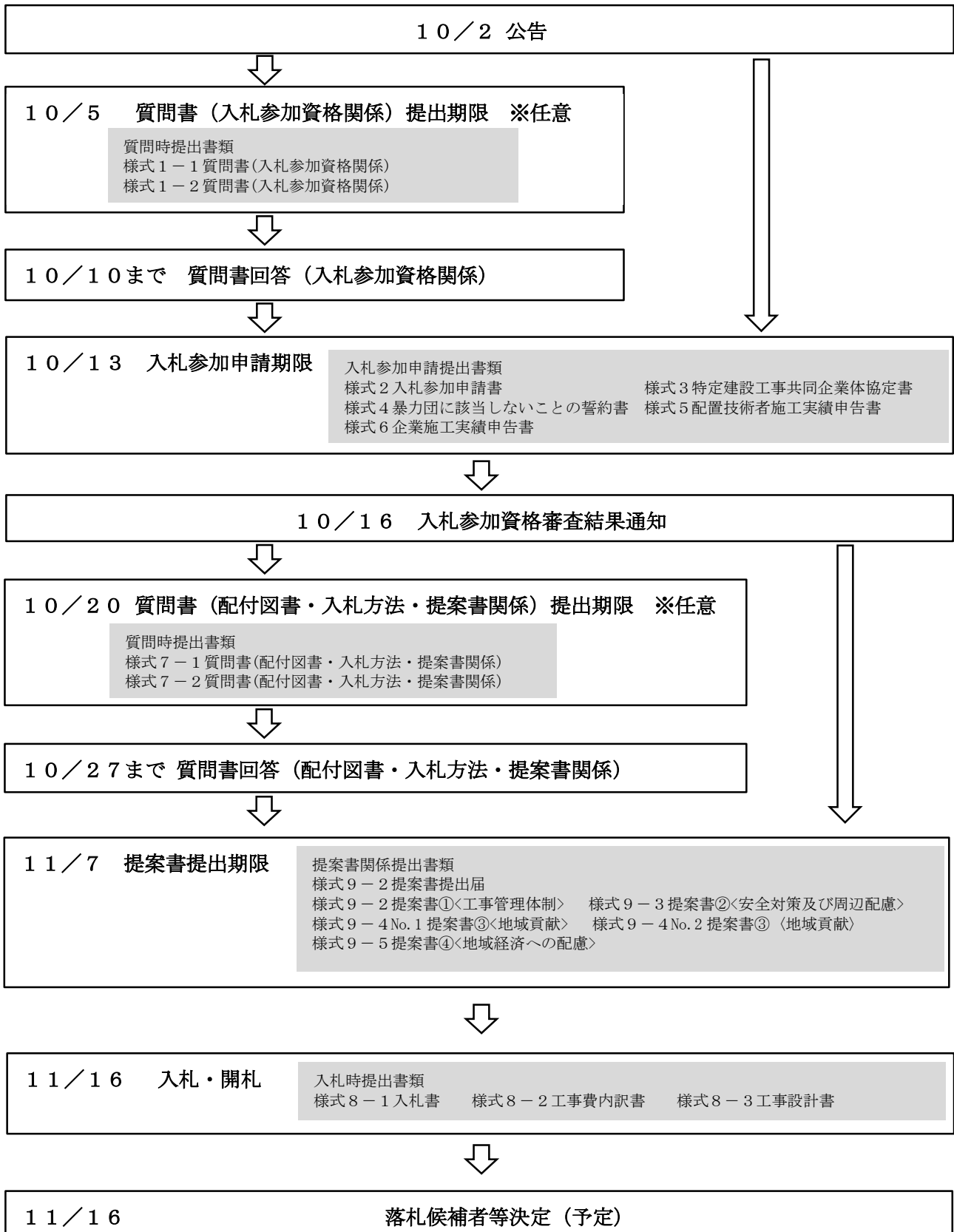
9 契約資格の喪失

- (1) 落札候補者が契約までの間に前記の「7 失格事項」が判明した場合は、その次点者に移動するものとします。
- (2) 市は契約締結後においても前記の「7 失格事項」又は不正と認められた行為が判明した時は、契約が解除できるものとします。

10 留意事項

- (1) 本選定の参加に係る費用はすべて入札参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は入札参加者に帰属しますが、選定に関する情報の公表等、市が認める場合には、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用出来るものとします。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとします。
- (4) 提出書類は選定に関する情報の公表等以外に入札参加者に無断で使用しません。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で 사용할ことができるものとします。なお、契約に至らなかった入札参加者の提出書類については、選定以外には使用しません。

1 1. 事務処理の流れ



別表1 「庁舎の同種・同類とする建築物」（※平成21年国土交通省告示第15号の別添二 参照）
 庁舎の同種・同類とする建築物は建築物の類型「四 業務施設」の第2類「庁舎」を除く建築物及び「七 教育施設」、「八 専門的教育・研究施設」、「十 医療施設」、「十二 文化・交流・公益施設」に掲げる建築物とする。

建築物の類型	建築物の用途型	
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を附帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、 庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、 寄宿舎等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	-
八 専門的教育・ 研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、 専門学校(実験施設等を有するもの)、 研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場を有するもの)、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・ 厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・ 交流・ 公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンタ ー等	映画館、劇場、美術館、博物館、 図書館、研修所、警察署、消防署等